

ほごしや
保護者のみなさまへ

新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしょう}感染症^しについてのお知らせ

新型^{しんがた}コロナウイルス^{のうこうせっしょくしゃ}の濃厚^{とくてい}接触^{かん}者の特定^{じたくたいききかん}に関して^{みじかく}自宅待機^{かんせんかくだい}期間^{ふせ}が短^{さべつ}くなります。^{7日間⇒5日間}
安心^{あんしん}して保育^{ほいく}を受けていただくために、みんなで感染^{かんせん}拡大^{かくだい}を防^{ふせ}ぎましょう！差別^{さべつ}やいじめ^{いじめ}を防^{ふせ}ぎましょう！

《お 願 い》



1 毎朝^{まいあさ}の検温^{けんおん}など、お子^こさんの健康^{けんこう}観^{かん}察^{さつ}をお願^{ねが}いします。

ご家族^{かぞく}の方も帰宅^{きたくじ}時の手洗^{てあら}いや咳^{せき}エチケット^{きほんてき}などの基本^{かんせん}的な感染^{かんせん}
対策^{たいさく}の徹^{てつてい}底^{てい}をお願^{ねが}いします。

2 お子^こさんや同居^{どうきよ}家族^{かぞく}の方に、発熱^{はつねつ}や咳^{せき}など風邪^{かぜ}の症^{しょう}状^{じょう}がある場^{ばあ}合^{あい}は、
登園^{とうえん}は控^{ひか}えてください。

ただし、医療^{いりょう}機^き関^{かん}を受^{じゆしん}診^{しん}し、新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしょう}感染^{かんせん}症^{しょう}ではな^{しん}い^{だん}との診^{しん}断^{だん}
を受^うけた場^{ばあ}合^{あい}は、医^い師^しの指^し示^じに従^{したが}い、登^{とう}園^{えん}していただくこ^{かのう}とは可^か能^{のう}です。

3 お子^こさんが新^{しんがた}型^{がた}コロナウイルス^{かんせん}へ感^{ばあい}染^うした場^{のうこうせっしょくしゃ}合^{はんてい}や濃^{のう}厚^{こう}接^{せつ}触^{しょく}者^{しゃ}と判^{はん}定^{てい}され
た場^{ばあい}合^{あい}は、保^ほ健^{けん}所^{じょ}から指^し示^じを受^{とうえんていしきかん}けた登^{げんしゆ}園^{えん}停^{てい}止^し期^き間^{かん}など^{げんしゆ}を厳^{げん}守^{しゆ}していただく^{げんしゆ}と
とも^{えん}に、園^{えん}で^{かんせんかくだいぼうし}の感^し染^じ扩^う大^{たい}防^{ふう}止^しのた^{ないよう}め、指^{せい}示^{かく}を受^{えん}けた内^{えん}容^{えん}につ^{えん}いて正^{せい}確^{かく}に園^{えん}に
伝^{つた}えてください。

4 同居^{どうきよ}家^か族^{ぞく}の方^{かた}が濃^{のう}厚^{こう}接^{せつ}触^{しょく}者^{しゃ}と判^{はん}定^{てい}され、保^ほ健^{けん}所^{じょ}の指^し示^じでPCR^{けんさなど}検^{けん}査^さ等^{とう}を受^う
ける場^{ばあい}合^{あい}は、そ^{けんさ}の検^{けん}査^さの結^{けつ}果^かが陰^{いん}性^{せい}と判^{はん}明^{めい}するま^{あいだ}での間^{あいだ}につ^{あいだ}いては、ご
自^じ宅^{たく}で^{ほいく}の保^{きょうりよく}育^{よく}にご協^{きょうりよく}力^{りよく}ください。

5 感^{かん}染^{せん}者^{しゃ}を特^{とくてい}定^{てい}しよ^{こうどう}うとす^かる行^こ動^こやSNS^{かんせんしゃ}へ^{かんせんしゃ}の書^かき込^こみな^{かんせんしゃ}ど、感^{かん}染^{せん}者^{しゃ}や
接^{せつ}触^{しょく}者^{しゃ}とそ^{かぞく}の家^{たい}族^{ぞく}な^{さべつ}どに^{へんけん}対^{たい}する差^さ別^{べつ}や偏^{へん}見^{けん}、い^{こうどう}じ^{こうどう}めにつ^{こうどう}なが^{こうどう}る行^{こうどう}動^{どう}は
絶^{ぜつ}対^{たい}にしな^{ねが}い^{ねが}い^{ねが}よう^{ねが}に^{ねが}お願^{ねが}い^{ねが}し^{ねが}ます。

保育施設における感染症対応方針

お子さんが新型コロナウイルス感染症の陽性者になった時や、濃厚接触者になり自宅待機の必要が生じた場合には、その期間は登園できません。

保育施設の関係者に新型コロナウイルスの感染が確認され、園児のみなさんに自宅待機をお願いする場合、臨時休園（一部または全面）を行います。期間と対象者については、市と保育施設が協議し、市が決定します。

下の表に当てはまる場合には、その期間の保育料は、後日、返還いたします。

●保育料の返還対象となる場合

状況	登園	期間
お子さんが陽性者または濃厚接触者となった場合	×	必要とされる自宅待機期間
保育施設において陽性者が確認され臨時休園の対象者となった場合	×	臨時休園の期間 ※臨時休園の期間は、陽性者との最終接触日の翌日から5日間

お子さん本人が感染した時の登園停止期間は、保健所の指示に従ってください。

以下の場合には保育料の返還の対象にはなりませんが、感染拡大防止のため

登園は控えてください。

状況	期間
園児や同居家族に発熱や咳など風邪の症状がある場合	感染症のものでないと医師が判断する場合を除き、その症状が治まるまで (発熱した場合は解熱後24時間を経過するまで)
同居家族が濃厚接触者として検査を受ける場合	検査を受けることになった時から、検査結果で陰性が判明するまで